

資料 1

適用除外火工品審査実施要領の試験の一部の免除の考え方について（案）

平成 28 年 3 月 4 日
鉦山・火薬類監理官付

1. 背景

適用除外火工品[※]の指定を受けるためには、適用除外火工品審査実施要領（内規）で規定される試験を実施し、安全基準をクリアする必要がある。それに対して、火薬関係団体・企業から既に海外等で実施した試験結果を準用できないか。審議する時間を短縮できないかとの要望があった。

また、適用除外火工品審査実施要領（内規）で規定されている試験は、7 項目あるが、全ての試験を実施する必要はないのではないかと産業構造審議会保安分科会火薬小委員会産業火薬保安ワーキンググループ、煙火保安ワーキンググループ合同ワーキンググループでご意見を頂戴した。

そのため、火薬関係団体・企業から海外で実施している試験結果が適用除外火工品審査実施要領（内規）で実施の試験に準用できる可能性のある試験方法について調査を行ったところ、ISO と MIL の試験方法の提案がなされた。

※適用除外火工品：火薬類取締法第二条第一項第三号への規定に基づき火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定により「災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないもの」として経済産業大臣が指定した火工品（完成品に限る。）で販売、貯蔵、消費等において法の適用を受けない火工品

2. 試験の一部見直しの内容

（1）適用除外火工品審査実施要領（内規）試験の一部免除について

適用除外火工品審査実施要領（内規）で規定されている 7 つの試験（外殻構造試験、通常点火試験、加熱試験、振動試験、落下試験、伝火（爆）試験、外部火災試験）のうち、通常点火試験で外部に対して一切影響がない（燃焼ガスや飛散物がない）場合は、加熱試験、振動試験、落下試験、伝火（爆）試験は省略できるのではないかと。

(2) I S O試験の準用提案について

日本自動車輸入組合から I S O試験の外殻構造試験、通常点火試験、加熱試験、振動試験、落下試験、外部火災試験の準用について提案があった。

提案例：ISO14451-2 Test methods 4.3 Vibration and temperature Test
(振動・温度試験)

ISO14451-2 Test methods 4.2 Drop Test (落下試験) など

(3) M I L試験の準用提案について

一般社団法人日本航空宇宙工業会からM I L試験の外郭構造試験、加熱試験、振動試験、落下試験の準用について提案があった。

提案例：MIL-D-21625 High temperature storage (加熱試験)

MIL-D-21625 Vibration (振動試験) など

3. 試験の一部見直しの考え方

(1) 適用除外火工品審査実施要領（内規）試験の一部免除については、次の条件を満たす場合は、試験免除を可能とする。

外殻構造試験で火薬類が容易に取り出せない頑丈な構造であることが確認され、かつ、通常点火試験で燃焼ガスや飛散物が外部に出ない構造であることが確認されれば、加熱試験、振動試験、落下試験で仮に内部の火薬・爆薬が発火・爆発したとしても外部への影響はないこと、また、伝火（爆）試験では伝爆しないことが確実と考えられるため、加熱試験、振動試験、落下試験、伝火（爆）試験は省略できるものとする。

なお、外部火災試験については、外郭構造が高温にさらされた場合でも安全であることを確認するために必要である。

(2) 今回提案された自動車アクチュエータの I S O試験及び航空機装備カートリッジのM I L試験の準用については、適用除外火工品審査実施要領（内規）で定める試験方法（試験条件を含む）が同等かそれ以上の条件で試験していること。また、試験の判定基準においても適用除外火工品審査実施要領（内規）で定める判定基準が同等かそれ以上の基準で判定されていることを条件として認めるものとする。なお、試験結果の準用ができる試験は、試験方法のバージョン（改訂年）を特定して認める。

(i) I S O試験の準用について

提案のうち、ISO14451-2 で実施した通常点火試験、加熱試験、振動試験、落下試験、外部火災試験については、試験結果の準用を認める。

(ii) MIL試験の準用について

提案のうち、加熱試験、振動試験、落下試験については、試験結果の準用を認める。

※MIL : (Military Standard)

一般的にはアメリカ軍が必要とする様々な物資に要求される規格。